

墨田区のお知らせ2016.1.21

すみだ

発行：墨田区（税務課税務係） ☎5608－6008 〒130－8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

☎ http://www.city.sumida.lg.jp/

申告はお早めに
特別区民税・都民税の
申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税（以下「所得税」）、贈与税、個人事業税が3月15日（火）、個人事業者の消費税・地方消費税（以下「消費税」）が3月31日（木）です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告書は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談」の様子



特別区民税・都民税の申告

【申告期間・場所】表1のとおり
【申告が必要な方】次のいずれかに該当する方 ▶平成28年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方
* 所得税の確定申告をする方は、特

別区民税・都民税の申告は不要
▶ 墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

特別区民税・都民税の申告に必要なもの
▶ 申告書など ▶ 印鑑 ▶ 収入（源泉徴収票等）や経費の明細書
▶ 控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等） * 所得税の確定申告についても同様

■申告期間・場所(表1)

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月8日(月)～3月15日(火) 午前8時半～午後5時	区役所会議室21（2階）
	3月9日(水)～15日(火) 午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶ 緑出張所(緑3-7-3) ▶ 横川出張所(横川5-10-1-111) ▶ 文花出張所(文花1-32-1-102) ▶ 墨田二丁目出張所(墨田2-36-11 ベルクス墨田店商業施設 パシオス2階) ▶ 東向島出張所(東向島2-38-7) * 本所・向島税務署での申告は不可

- ① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ② 給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
- ③ 特別区民税・都民税申告書の発送は2月5日(金)を予定しています。

個人事業税の申告

【申告期間・場所】表2のとおり
【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得

■申告期間・場所(表2)

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日(火)までの 午前8時半～午後5時	▶ 台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ▶ 墨田都税事務所(両国4-29-4)

- ① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

金額が事業主控除額290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）を超える方 * 事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

- ◆2面以降の主な内容
2面…確定申告について
3面…よくお問い合わせいただく質問について
4面…平成28年度から適用される主な改正点

税の特集号

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【申告期間・場所】表3のとおり（申告書の作成・相談は表4のとおり）
【申告が必要な方】2面を参照

■申告期間・場所(表3)

税の種類	申告期間	申告場所
所得税	2月16日(火)～3月15日(火) 午前8時半～午後5時	▶ 本所税務署(業平1-7-2) ▶ 向島税務署(東向島2-7-14)
贈与税	2月1日(月)～3月15日(火) 午前8時半～午後5時	* 本所・向島税務署の時間外収受箱への投函や「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」での提出も受付
個人事業者の消費税	3月31日(木)まで 午前8時半～午後5時	

- ① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

■申告書作成・相談会場の開設日程(表4)

開設期間	申告書作成・相談会場
2月16日(火)～3月15日(火) 相談時間は午前9時15分～午後5時 * 受付は午前8時半～	▶ 本所税務署(業平1-7-2) ▶ 向島税務署(東向島2-7-14) * 土・日曜日を除く * 2月21日(日)・28日(日)に限り、東京国税局(中央区築地5-3-1)にて、確定申告書の受付と作成のアドバイスを実施 【受付】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～午後5時 (本所・向島税務署は執務を行っていません。)

- ① 上記期間以外は、申告書作成・相談会場を開設しておりません。確定申告の相談は上記期間内をお願いします。
- ② 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。
- ③ 東京国税局は移転しましたので、ご注意ください。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための所得税・消費税の申告相談会の開催日程

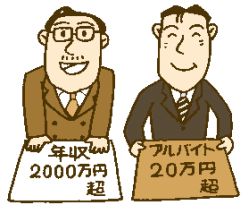
とき	ところ
2月2日(火)・3日(水) 午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター（緑3-7-3）
2月4日(木)～15日(月) 午前9時半～午後4時	向島税務署2階(東向島2-7-14) * 申告書提出のみの方は1階総合窓口
2月8日(月)～15日(月) 午前9時半～午後4時	本所税務署3階(業平1-7-2) * 申告書提出のみの方は2階総合窓口

- ① 当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。
- ② いずれも正午～午後1時および土・日曜日、祝日を除きます。
- ③ 譲渡所得（土地・建物・株など）、贈与税の相談や内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方



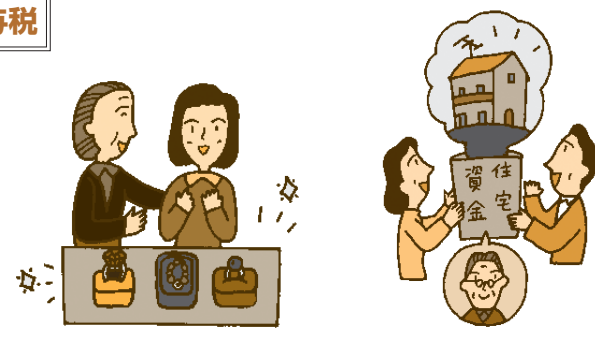
- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方
- ▶ 給与を2か所以上から支給されている方 など

確定申告をすると所得税が還付される方
(源泉徴収税額のある方)



- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

贈与税



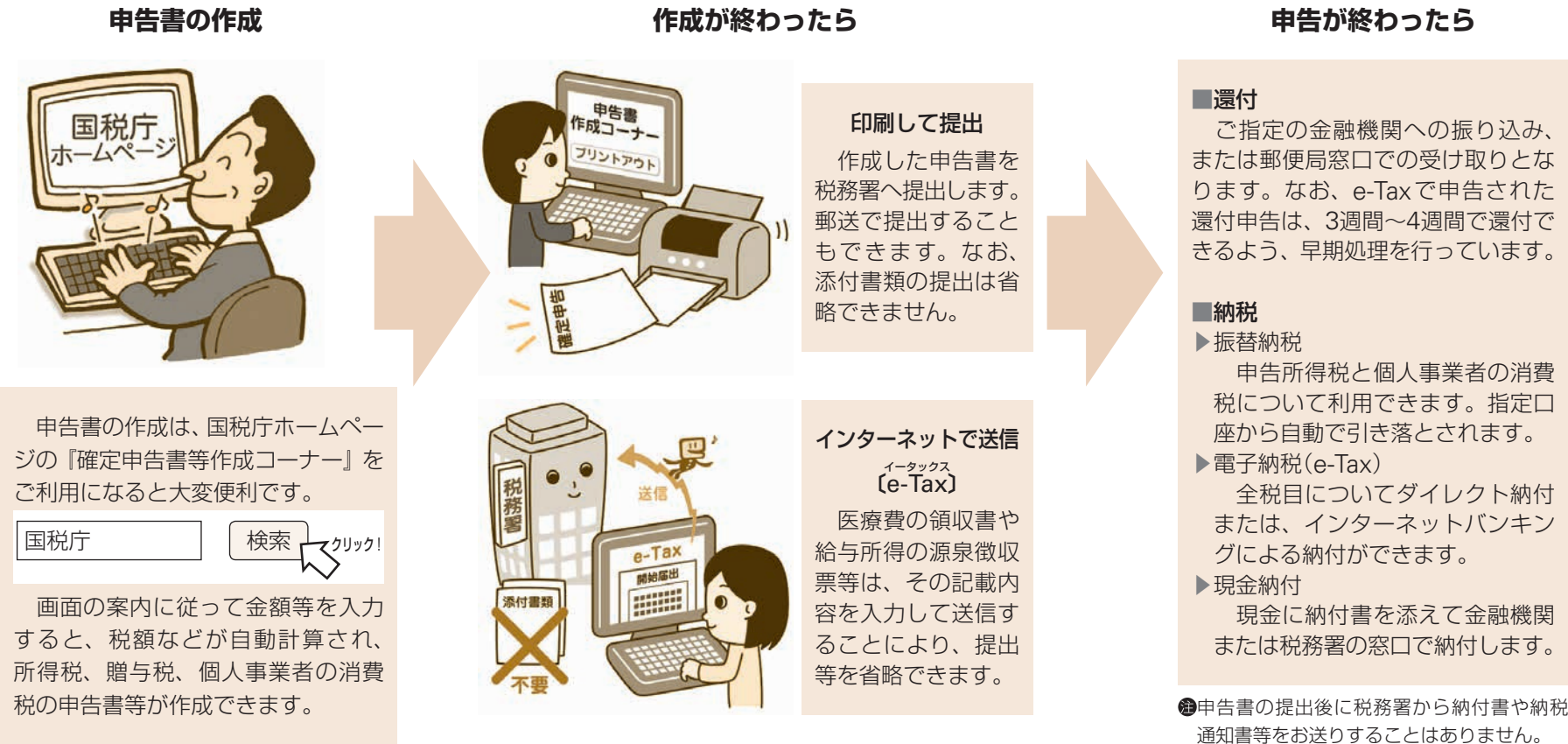
- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出は必要) など

個人事業者の消費税

- ▶ 平成25年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 25年分の課税売上高が1000万円以下で、26年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者
- ▶ 特定期間(26年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が1000万円を超える事業者 など



国税の申告から納税までの流れ



よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入が100万円以下であれば、所得税、特別区民税・都民税（以下「住民税」）ともにかかりません。収入100万円超～103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります（表5参照）。
夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。

配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額（所得税は38万円、住民税は33万円）が控除されます。

配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超～141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定金額が控除されます（表5参照）。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表6をご覧ください。

Q2 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も対象となります。
ただし、美容目的の歯科矯正費

や、健康診断（例外あり）・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。

なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院費給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くことになります。

Q3 先日、マイナンバーの通知カードが送付されてきましたが、今回の確定申告に必要ですか。

A3 今回（平成27年分）の確定申告には、必要ありません。マイナンバーの記載は、28年分の確定申告から必要になります。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表5)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位：万円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超 103万円未満	課税される	対象にならない	対象にならない		33	38
103万円					33	36
103万円超 105万円未満					31	31
105万円以上 110万円未満					26	26
110万円以上 115万円未満					21	21
115万円以上 120万円未満					16	16
120万円以上 125万円未満					11	11
125万円以上 130万円未満					6	6
130万円以上 135万円未満					3	3
135万円以上 140万円未満					0	0
140万円以上 141万円未満						
141万円以上						

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表6)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満（昭和26年1月2日以後に生まれた方）	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超 108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上（昭和26年1月1日以前に生まれた方）	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超 158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

●公的年金等収入は雑所得に区分されます。

自動車税と軽自動車税

Q4 自動車税と軽自動車税は、どのような場合にかかってくるのですか。

A4 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者）にかかる税金です。

自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続きをしてください。

また、軽自動車税には月割の制度がないため、平成28年4月1日までに廃車の手続きをしないと、28年度分の税金が1年分課税されます。

Q5 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車（フォークリフト等）の登録、廃車手続きにはどのような書類が必要ですか。

A5 ▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑（転入前の自治体で廃車

手続きをしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑）

*登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要 ▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表7を参照

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー 小型特殊自動車（フォークリフト等）	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 (足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車 二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く)	

●自動車税（軽自動車税を除く）の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066にお問い合わせください。 *受付は月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

個人住民税の特別徴収の推進について

東京都および都内全62区市町村は、安定した財源の確保と納税者の利便性向上を図るため、特別徴収の推進に取り組んでいます。平成29年度から原則としてすべての事業主の方に、

特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いいたします。詳しくは、特別徴収推進ステーションホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

ご不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成28年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の対象期間が、平成29年12月31日から1年6か月延長され、31年6月30日までとなります。

寄附金税額控除(ふるさと納税)の拡充

(1) 特例控除額の引上げについて

平成27年1月1日以後に、都道府県・市区町村に対して行った寄附(ふるさと納税)について、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の2割(改正前は1割)に引き上げられます。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設について

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

■対象者

この制度を利用できる方は、次の2つの要件を満たす方です。

- ▶ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外に確定申告や住民税の申告を行う必要のない方
- ▶ふるさと納税の寄附先が5団体以下の方(同じ団体に複数回寄附をした場合でも、その団体数は1と数えます)

■利用方法

この制度を利用するためには、ふるさと納税を行うごとに寄附先団体に申告特例申請書を提出する必要があります。

軽自動車税の税率の変更

地方税法等の改正により、平成28年度分から軽自動車税の税率が次のように変わります。

■原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等

区分		税率(年額)	
		27年度まで	28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下	1000円	2000円
	排気量50cc超 90cc以下または定格出力0.6kw超 0.8kw以下	1200円	2000円
	排気量90cc超 125cc以下または定格出力0.8kw超 1kw以下	1600円	2400円
	ミニカー(排気量50cc以下の三輪以上で輪距が50cm以上等)	2500円	3700円
小型特殊自動車(農耕作業用)		1600円	2400円
小型特殊自動車(その他)		4700円	5900円
軽二輪(排気量125cc超 250cc以下)		2400円	3600円
ボートトレーラー、専ら雪上を走行するもの等		2400円	3600円
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		4000円	6000円

■平成27年4月1日以後に新規検査を受けた三輪以上の軽自動車

区分			税率(年額)	
			27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両
三輪			3100円	3900円
四輪以上	乗用	自家用	7200円	1万800円
		営業用	5500円	6900円
	貨物用	自家用	4000円	5000円
		営業用	3000円	3800円

②27年3月31日までに新規検査を受けた車両の軽自動車税については、27年度以後も現行の税率が適用されます。

■ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合の税額控除

所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます)。

■ご注意いただきたいこと

この制度は27年4月1日以降に行ったふるさと納税が対象です。27年1月1日～3月31日に行ったふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるには、確定申告または住民税の申告が必要となります。

また、次の場合には、申告特例申請書を提出済みであっても、申請が無効となり特例の適用が受けられません。領収書または寄附金受領証明書を添付し、ふるさと納税についての寄附金控除も含めた内容により、確定申告または住民税の申告を行ってください。

- ▶ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合
- ▶確定申告や住民税の申告を行った場合
- ▶申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があった場合で、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書の提出を行わなかった場合

■新規検査を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車

区分			税率(年額)
三輪			4600円
四輪以上	乗用	自家用	1万2900円
		営業用	8200円
	貨物用	自家用	6000円
		営業用	4500円

②電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリン・電力併用軽自動車および被けん引自動車は、重課の対象外です。

■平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両で一定の環境性能を備えた軽自動車(28年度の軽自動車税に適用)

区分			税率(年額)		
			①	②	③
三輪			1000円	2000円	3000円
四輪以上	乗用	自家用	2700円	5400円	8100円
		営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用	自家用	1300円	2500円	3800円
		営業用	1000円	1900円	2900円

①電気軽自動車および21年天然ガス車基準に適合し、かつ、当該基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない天然ガス軽自動車

②ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用については27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの

③ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値を達成したもの、貨物用については27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)

区民部税務課(区役所2階)

- ▶口座振替(自動払込)・モバイルレジ ㊧5608-6133(税務係)
 - ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ㊧5608-6008(税務係)
 - ▶軽自動車税 ㊧5608-6134(税務係)
 - ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ㊧5608-6135(課税係)
 - ▶納税相談 ㊧5608-6142(納税係)
- *月曜日～金曜日午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税の確定申告、^{イータックス}e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ㊧3623-5171
 - ▶向島税務署(東向島2-7-14) ㊧3614-5231
- *国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用した電子申告も可

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(両国4-29-4) ㊧5669-0138
- *個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方法人特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ㊧3841-1271に問合せ